

釜石市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により令和6年4月15日から令和6年7月4日までの期間中に実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年8月27日

釜石市監査委員 佐々木 勝

釜石市監査委員 山崎 長栄

[別紙]

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の対象及び実施期間

No	対象部課等	実施期間
1	選挙管理委員会事務局	令和6年 4月 15日から令和6年 4月 18日まで
2	総務企画部総務課	令和6年 4月 22日から令和6年 4月 25日まで
3	総務企画部財政課	令和6年 5月 13日から令和6年 5月 15日まで
4	総務企画部資産管理課	令和6年 5月 13日から令和6年 5月 16日まで
5	防災危機管理監防災危機管理課	令和6年 5月 20日から令和6年 5月 23日まで
6	市民生活部生活環境課	令和6年 6月 3日から令和6年 6月 6日まで
7	教育委員会事務局学校教育課 学校給食センター	令和6年 6月 10日から令和6年 6月 13日まで
8	水道事業所	令和6年 6月 24日から令和6年 6月 27日まで
9	建設部下水道課	令和6年 7月 1日から令和6年 7月 4日まで

第2 監査の実施場所

監査委員室

第3 監査の対象範囲

令和5年度における財務に関する事務の執行状況及び経営に関する事業の管理状況

第4 監査委員の除斥

監査の対象で令和4年度を一部実施したため、佐々木勝監査委員が関係する事項については、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第5 監査の着眼点

監査対象に係るリスクの重要度等を考慮し、監査の重点項目と対応する着眼点を次のとおりとした。

重点項目	監査の着眼点
契約事務	<ul style="list-style-type: none">○ 履行内容は、設計書や仕様書等に合致し、契約書どおりの履行がなされているか。○ 検査、検収等が厳正に行われ、検査調書等は適正に作成されているか。
補助金交付事務	<ul style="list-style-type: none">○ 補助金の算出は、交付要綱に基づき適正に行われているか。また、合理的な基準によるものか。○ 交付条件どおりに履行されているか。○ 事業計画書どおりの精算が行われているか。
収入事務	<ul style="list-style-type: none">○ 調定はその根拠となる法令等に適合しているか。○ 調定の時期及び手続は適正か。○ 督促、催告、不納欠損処分等の滞納整理事務は法令等に基づき適正に行われているか。

第6 監査の実施内容

- 1 釜石市監査基準（令和2年釜石市監査委員告示第3号）に準拠し、令和6年度監査等実施計画及び定期監査実施要領に基づいて実施した。
- 2 各課等に提出を求めた財務に関する事務に係る書類について、公正で合理的かつ効率的に実施されているかという観点から、帳簿及び証書類等との照合、確認等の通常実施すべき監査手続により実施するとともに、必要に応じてその都度担当職員から説明を聴取し、適否の確認を行った。

第7 監査の結果

各課等における事務の執行は、関係法令及び条例、規則並びに議会の議決、その他の定めるところに基づいて執行されており、全般的におおむね良好であると認めた。

ただし、事務処理の一部に問題点も見受けられたため、以下に掲げる事項については適切に措置されたい。

（指摘事項）

1 市民生活部生活環境課

危険空き家除却工事補助金において、補助金交付要綱で補助対象経費は消費税及び地方消費税相当額を含まないと規定していたが、含めて補助金を算定し交付していた事例が1件あったことから書類を適切に審査するとともに、組織としてのチェック機能の強化に努めるべきであると事務処理の適正化を求めた。

2 教育委員会事務局学校教育課

釜石市学校保健会事業補助金において、補助金交付決定後に補助対象経費に減少があり補助金の変更申請及び変更交付決定を行う必要があったが手続きがとられておらず、補助団体への適正な指導と組織としてのチェック機能の強化に努めるべきであると事務処理の適正化を求めた。